

那覇市立城岳小学校における 新型コロナウィルス感染症対策マニュアル ～学校の新しい生活様式～

(令和2年12月23日 Ver.4)

新型コロナウィルス感染症とともに生きていく社会を作るためには、
感染リスクはゼロにならないということを受け入れた上で、
可能な限りリスクを低減させる努力をしながら
学校教育活動を継続することが重要

感染症対策を徹底しつつも、
感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、
感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、
保健管理体制を築いていくことが重要。

…修正・追加部分

令和2年12月23日
那覇市立城岳小学校

学校における新型コロナウィルス感染症対策の考え方 ～「学校の新しい生活様式（2020.12.3 Ver5）」より～

データやその分析の更新

- ・10月下旬から学校関係の感染者数が増加の状況であるが、大半が感染者1人にとどまっている。（11月25日現在）
- ・5人以上の感染事例は全国で61件。小学校は12件（割合0.06%）と低い。感染経路は小学生の73%が「家庭内感染」。（高校生「感染経路不明」が35%。）小児は成人に比べ、感染しにくい。
- ・小中学校での感染事例が少ないのは、各学校における日々の感染防止の努力が大きい。引き続き、取組を継続すること。

※冬季の対策、マスクシールド、感染拡大地域における学校教育継続の考え方、感染者の発生した場合の臨時休校について、今回追加。

「新しい生活様式」として

「基本的感染対策」は常に全ての人が実践を徹底する。

①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

「基本的生活様式」に努める。

①換気、②「三密」の回避、③体調管理、④物品共用の回避 もしくは消毒の徹底）

感染症対策の大原則

1 感染源を断つ（児童・職員を含め校内に立ちに入る全ての方に）

◎安全を最優先に考え、発熱等かぜ症状のある児童をはじめ、疑わしき事案については、原則として、出席停止とすることにより、児童同士及び教職員との間での接触を避ける。

○家庭と連携した毎朝の検温、風邪症状の確認（健康観察表）

○同居の家族にも検温、体調確認を行い、学校への連絡を依頼
(健康観察表に記入) (レベル2・3)

○職員の検温（毎日2回）の徹底（体調不良：特別休暇）

○登校時の健康観察の徹底（健康観察表点検・サーマルカメラの活用等）

○業者、保護者の立ち入りの制限（サーマルカメラ、アルコール消毒）

2 集団感染のリスクへの対応

◎③密（換気の悪い密閉空間・多くの人が密集・近距離での発声）を避ける環境づくり、感染経路を絶つ対策に努める。以下について、学級指導を徹底する。

- 換気の徹底（授業中）・配席の工夫
- 手洗いの徹底
- マスク着用の徹底
- 児童が手に触れる箇所の消毒
- 登下校の工夫
- 授業中等に留意すること（音楽・体育・家庭科等、給食時間）

3 児童の不安及び感染者への偏見や差別への対応

◎感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように留意するとともに、個人情報の取り扱いにも留意する。

I 具体的方策

1 感染源を絶つ（発熱等かぜ症状のある児童の出席停止の徹底）

(1)家庭での健康観察

- ①毎朝、体温を測り、発熱（体温が37度程度）・咳などの症状がある場合は、登校を控えるようにし、その場合、出席停止となることを周知する。
- ②同居の家族にも自身の検温や体調確認を依頼する。同居の家族に発熱・咳等の風邪症状がある場合は、出席停止となることを周知する。（レベル2・3）
- ③健康観察表(別紙参照)は、家庭で記載。毎日持ってきてもらい、学校との健康状態の共有に活用する。レベル1の健康観察表は体調確認は本人のみ、レベル2、3の健康観察表は、体調確認を家庭状況まで含む。

(2)学校での朝の健康観察（児童玄関、各教室、保健室）

- ①児童玄関（第1チェック）…3密の回避
レベル2・3

- 健康観察表持参の有無の確認（児童に提示させる）…担外
 - ・持参していない児童は、その場で検温する。
 - 使用した体温計は、1回毎にアルコール綿で消毒する…担外。
 - ・持参していない児童は、保護者へ電話連絡…県費、市費事務
 - ・保護者と連絡が取れるまで、第2理科室で待機。

○全児童にサーマルカメラチェック…教頭

レベル1

○健康観察表・持参の有無の確認（口頭のみ）…担外

・持参していない児童は、その場で検温する。

使用した体温計は、1回毎にアルコール綿で消毒する…担外。

② 各教室（学級担任）

○教室に入る前に、持参した健康観察表を確認。その後、手洗いの徹底。

○欠席者及び遅刻している児童を把握し、その理由を確認する。（欠席届等）。

○出席者の健康観察をする。

○結果は「健康観察簿」に記入し、2校時休み時間まで養護教諭に提出する。

○授業中、昼休み、放課後等も隨時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、隨時養護教諭に引き継ぐ。

③ 養護教諭は提出された健康観察結果の集計・分析を行い、管理職へ報告する。

※教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、「健康観察表」に記録させ、感染症拡大防止の観点から、発熱等かぜ症状がある場合には、特別休暇の取得を促し、出勤を控えさせる。

（3）外部者（業者、保護者、地域）への対応

①外部者の不要な立ち入りは控える。立ち入る際は「基本的感染対策」を徹底し、長時間の滞在、体調不良時の立ち入りを避ける。

②PTAや地域ボランティア活動時は、当面の間、活動前に活動時間、場所、内容、人数を学校へ連絡する事とし、10名以上集まる際には校長の許可を必要とする。活動時は「基本的感染対策」「基本的生活様式」に努めた上で、以下の活動については行わない。（1mの距離が保てない活動、大きな声を出す活動、呼気が激しくなる運動）

③レベル2、3…保護者、地域の立ち入りを制限し、業者についても最低限とする。（サーマルカメラ、アルコール消毒）

2 集団感染のリスクへの対応（3密の回避及び感染経路を絶つ）

（1）教室内の換気

①常時2方向の窓を全開にする。（教室ベランダ側、廊下側の上部の窓）

②窓を閉める場合は、1授業時間に1回（授業開始20分後）と毎休み時間は2方向の窓を全開し、5分以上換気する。

③窓を閉める場合、窓が1つしかない場合は、扇風機を活用し空気の流れを作る。

④児童に対して、換気の意義や方法を指導する。（学級活動、保健体育等）

⑤冬季の対策について

- ・冬季においては、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなる。季節性インフルエンザが流行する時期でもあることから、「常時換気」に努める。
- ・常時換気とは、廊下側と窓側を対角に開ける。(10cm~20cmの幅)
- ・換気による室温低下の場合、「暖かい服装」を心がけるよう指導する。

(2) 教室内の配席

- ①教員は、マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用する。児童までの距離を可能な限り一定程度離す。（レベル1…1m程度。レベル2・3…2m（最低でも1m）程度）
- ②教室等において、座席間を離して一人ずつ着席させる。できるだけ児童間の距離を離すよう配慮する。左右は教室ベランダ側から廊下まで、前後はロッカー近くまで机を配置し、距離を離す。（レベル1…1m程度。レベル2・3…2m程度）
- ③グループ活動を行う際には、複数の教室に分かれて実施する等の工夫を行い、児童同士が近距離での会話や発声を避けることができるようしたり、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを着用させる。
- ④児童に密集を防ぐ意義や方法について指導を行う。

(3) 感染経路を絶つ対策

①手洗いの徹底…石けんでの手洗い

- ・児童に手洗いの効果、正しい手の洗い方、手洗いのタイミングを指導する。
手洗いのタイミング
 - ①登校直後 ②咳やくしゃみ、鼻をかんだ後 ③体育の授業後
 - ④外遊びの後 ⑤みんなで使うものを触った後 ⑥トイレの後
 - ⑦給食前後 ⑧掃除前後

※休み時間ごとに手洗い（レベル2・3）

- ・各個人でボックスティッシュ、またはペーパータオルの持参し、使用する。
- ・石鹼や消毒に過敏な児童に関しては水洗いをしっかり行う。

②マスク着用の徹底・咳エチケット

- ・児童にマスク着用の意義と正しいマスクの着用方法について指導する。
- ・マスク未着用の児童については、本人への指導、家庭への連絡を行う
- ・息苦しさや過敏さなどからマスクの着用が難しい時には、距離を保ち、換気の悪い所での発語を避けるように指導する。
- ・咳エチケットの意義と方法について、指導する。
- ・体育の時間等にマスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指がウイルス等に付着しないように、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで、ティッシュで包み（2つ折りにしてはさむ）、机の中で保管。
- ・気温・湿度や暑さ指数が高い日は、熱中症などの健康被害が発生する恐れがあるため、マスクを外す。熱中症への対応を優先する。
- ・本人が暑さで息苦しいと感じた時などは、マスクを外したり、一時的に片耳だ

けかけて呼吸したりする等、自身の判断での適切に対応できるよう指導する。

- ・マウスシールドは、マスクに比べて効果が弱いことに留意する。（感染事疑い事例あり）教育活動の中で必要な場合は、身体的な距離をとりながら行う。

③消毒の徹底

- ・多くの児童が手に触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口等）は、チェックリストを作成し、担当者を決める。（養護教諭・環境整備主任）
- ・トイレ掃除は放課後に職員で対応する。その際、手袋、マスクを着用する。（レベル2・3）
- ・個人の机・椅子の消毒（レベル2・3）

(4)下校の仕方

- ①当面の間、「たしかめタイム」は実施しない。
- ②下校の際は、3密を避けるため、時差下校とする（コース別：教頭アナウンス）。担任は最後のコースの児童を児童玄関まで誘導し、密にならないように指導する。

(5)授業の留意点について

- ①「密閉」を避ける→換気の徹底（教室内の換気参照）

○可能な限り常時窓は開けておく。窓は対角線の2方向開ける

○授業開始 20 分後には喚起（5 分以上）。その後休み時間ごとに換気。

○風の弱い日は扇風機を回すと効果が上がる。

- ②共用で器具や用具等を使用するときの注意事項

○理科、図画工作科、家庭科、体育科等において、共用で使用する器具や用具、ICT 機器等を使用する場合は、使用前後に手洗いや消毒を行う。

○ICT機器を消毒する場合は、消毒液を直接機器に噴霧せず、布等に消毒液を含ませて拭く。

- ③児童同士が対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動は、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」となるため、全教科で行わない。（レベル3）

④特に配慮を要する教科

○音楽科

- ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫を行い、当面の間、歌唱及び口に触れる楽器の演奏の学習を見合わせる。段階的に取り入れる際、できる限り一人一人の間隔を開け、人がいる方向に口が向かないようにする

○体育科

- ・マスクの着用は必要ない。
- ・できる限り、屋外で学習する。
- ・体育館を使用する際には、体育館の窓を開放する等、十分な換気を行う。

(開放が難しい場合は、授業開始20分後に活動休止、5分以上の換気)

- 当面の間、体つくり運動、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は避ける。（6月中旬まで）
例：サッカーにおけるボールの奪い合い
バスケットボールにおける防御等
- 近距離での会話や活動は避ける。
- 大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避ける。
- 多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導する。授業が終わったら、石けんで手洗いをする
- 準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を避ける。
- 上記のこと留意するとともに、単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫も行う。

※できるだけ早期に、1、2年生の特別活動、小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、正しい手洗いの仕方について指導する。また、同じく小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、換気などの生活環境を整えることを指導する。その他にも、密集、密接を防ぐ意義や方法も指導する。

○家庭科

- 単元を入れ替え等で年間指導計画を見直し、当面の間、調理実習は見合わせる。
- 裁縫実習を行う際には、児童同士が近距離で作業することを避け、ミシン等の用具の消毒を行う。

○外国語・外国語活動

- 一斉に大きな声を出す活動は行わない。（レベル2・3）
- 握手・ハイタッチや、身体の接触を伴う活動は避ける。

(6)給食の留意点について

①児童全員、給食の前に石けんを用いた手洗いの徹底を行う。

児童は、自身の児童机をアルコール等で消毒する。

②給食当番を行う児童の体調を点検（下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無）、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。

③給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及びエプロン等を着用し、同じマスク及びエプロン等を複数の児童で使用しない。家庭にマイエプロン・マイ帽子の持参の協力を依頼する。

④給食の配食にあたっては、各個人では行わず、健康状態を点検した給食当番の児童及び教職員が行う（セルフは行わない）。おかわり等の配食は、教職員が行う。

⑤児童は飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず前を向いて食べる。会話を控える等の指導をする。

(7)清掃活動の留意点について

- ①換気のよい状況で、マスクをした上で行うようとする。
- ②掃除前後で、必ず石けんを使用して手洗いを行うようとする。
- ③トイレ清掃に関しては、1年、体育館トイレは6年、2年トイレは5年が担当する。
1～3年児童には、トイレ掃除を担当させない。トイレ掃除に関しては、学年で1人の担任等を配置して、トイレ掃除の指導を行う。レベル2・3では職員が対応。

3 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられるところから、誰しもに感染の可能性があるのであって、特定の国や地域をさして「（〇〇〇の国や地域）からの子どもや保護者が来るなら（いるなら）学校には行かない（行かせない）」「（〇〇〇の国や地域）の子どもが感染症を広めている」といった偏見や差別につながるような言動に対しては、断じて許されないという毅然とした態度で対応を行うようとする。また、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を選別したり、排除したりしないようにする。

子ども・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないようにする。

4 その他

(1)免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

(2)心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童の状況を的確に把握し、健康相談等の実施を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

(3)感染拡大地域における学校教育継続の考え方

- ・感染経路不明な感染者が増加し、警戒度を挙げなければいけない場合であっても、小学校及び中学校については、家庭内感染が大部分であることを踏まえれば、地域一斉の臨時休業は、学びの保障や心身への影響の観点から、避けるべきと考える。
⇒前回のような臨時休業はない、と考える。

(4)感染者が発生した場合の臨時休業の考え方を再整理

- ・本マニュアルのVer4までにおいては、感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行う対応について示していたが、感染防止対策が十分行われているところでは広がりにくい、10代以下の罹患率が低いと、感染者が発生しても臨時休業を全く行わない事例が増えている。（実施しなかった55%、特定の学年・学級を休業26%、全体を休業26%）今後は、保健所との相談の上、臨時休業の要否を判断することとなる。